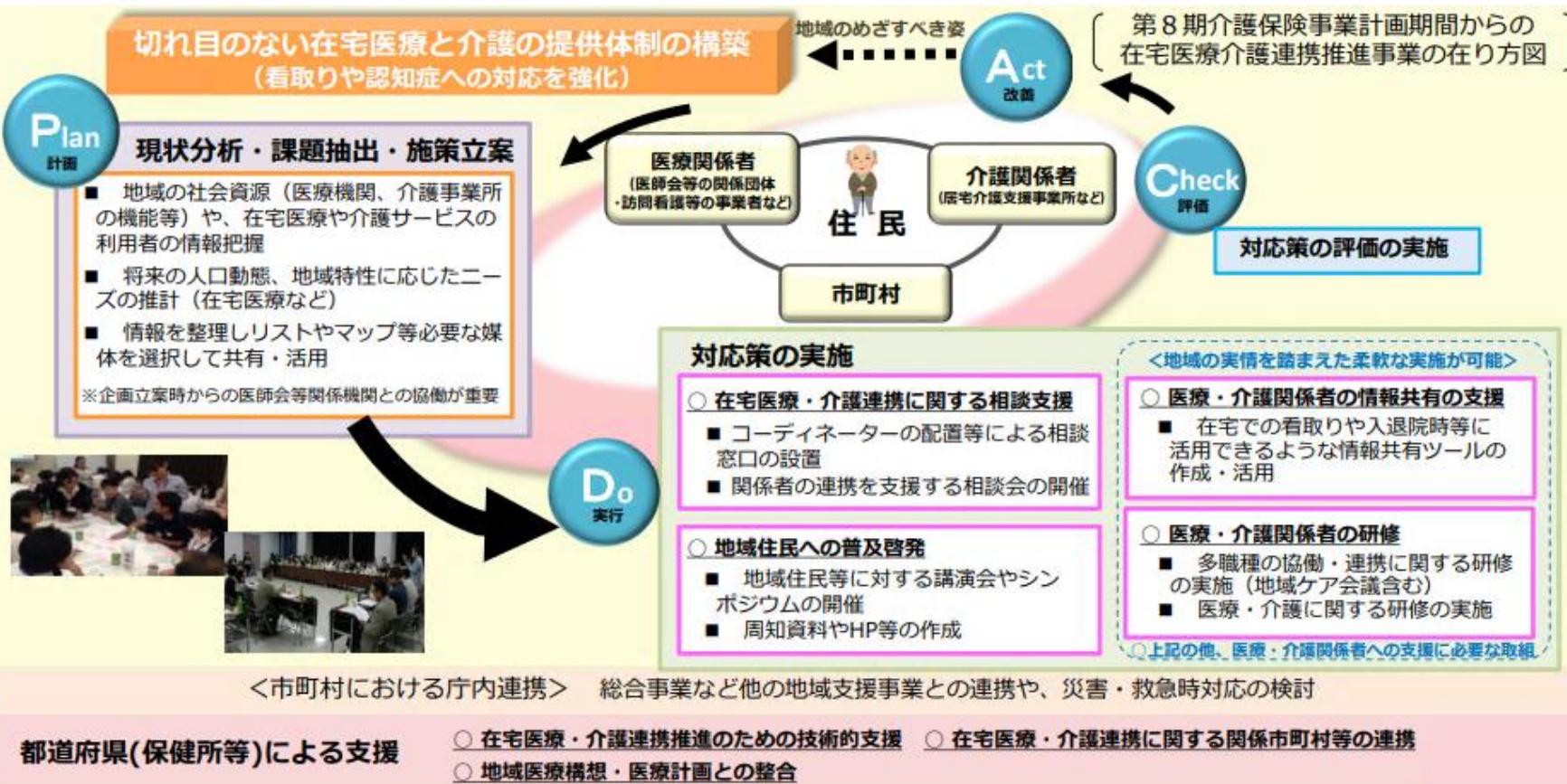


在宅医療・介護連携推進事業

意見交換 資料 - 3参考 - 1
R 5.3.15

- 在宅医療・介護連携の推進については、平成23年度から医政局施策として実施。一定の成果を得られたことを踏まえ、平成26年介護保険法改正により、市町村が実施主体である地域支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」が位置付けられ、平成27年度から順次、市町村において本事業を開始。
- 平成29年介護保険法改正において、都道府県による市町村支援の役割を明確化。平成30年4月以降、全ての市町村において本事業を実施。
- 令和2年介護保険法改正において、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに沿った取組を継続的に行うことによって目指す姿の実現がなされるよう、省令や「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」等を見直し。



しばた地域医療介護連携センター 事業内容

在宅医療推進センター整備事業

- (ア)在宅医療提供体制コーディネート事業 複数医師によるバックアップ体制、退院支援、後方支援病院との連携等
- (イ)運営会議等の開催
- (ウ)講演会等による在宅医療の普及啓発
- (エ)実技研修等による在宅医療の人材育成
- (オ)その他必要な取組

在宅医療・介護連携推進事業【委託内容】

(1)現状分析・課題抽出・施策立案 (新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町)

(ア)地域の医療・介護の資源の把握

- ①現状分析・課題抽出・施策立案地域の医療機関、介護事業所の機能等を情報収集
- ②情報を整理しリストやマップ等必要な媒体を選択して共有・活用

(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ①将来の人口動態、地域特性に応じたニーズの推計(在宅医療など)
- ②在宅医療・介護連携に関する協議会等への参画や医療・介護関係者へのアンケート等による課題抽出
- ③意見・情報交換や検討を行う場の設定と運営
- ④在宅医療・介護連携状況の分析・評価

(ウ)切れ目のない在宅医療と在宅 介護の提供体制の構築推進

- ①地域の医療・介護関係者の協力を得た在宅医療・介護サービス提供体制の構築の推進

(2)対応策の実施 (新発田市、胎内市、聖籠町)

(オ)在宅医療・介護連携に関する 相談支援

- ①コーディネーターの配置等による相談窓口の設置
- ②関係者の連携を支援する相談会等の開催

(キ)地域住民への普及啓発

- ①地域住民等に対する出前講座や講演会・シンポジウムの開催
- ②周知資料やホームページ等の作成

〈地域の実情を踏まえた柔軟な実施〉

(エ)医療・介護関係者の 情報共有の支援

- ①在宅看取りや入院時等に活用できる情報共有ツールの作成・活用

(カ)医療・介護関係者の研修

- ①地域ケア会議等への参画を含む、多職種の協働・連携に関する研修の実施
- ②医療・介護に関する研修の実施